

中分類 36—輸送用機械器具製造業

総 説

この中分類には、輸送用機械器具の製造に従事する事業所が分類される。主な製品は自動車、船舶、航空機、鉄道車両およびその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

小分類 細分類
番号 番号

361 自動車、同付属品製造業

3611 自動車製造業（三輪車、二輪自動車を含む）

主として各種自動車（三輪および二輪自動車を含む）の完成品および自動車シャシーの製造ならびに組立に従事する事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造ならびに車体のシャシー組付けに従事する事業所は細分類3612に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類3613に、主として構内運搬車の製造に従事する事業所は小分類369〔3691〕に、無限軌道付トラクターの製造に従事する事業所は中分類34〔3432〕に分類される。

○自動車製造業（三輪および二輪自動車を製造するものを含む）；バス完成車製造業（主としてバス車体架装をおこなうものを除く）；電気自動車製造業；自動車シャシー製造業；モータースクーター製造業；消防自動車製造業

×自動車車体製造業〔3612〕；自動車部分品製造業〔3613〕；自動車再生業〔8415〕

3612 自動車車体、付随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造ならびに車体のシャシー組付けに従事する事業所およびトレーラーの製造に従事する事業所をいう。

主として自動車の完成品および自動車シャシーの製造に従事する事業所は細分類3611に、また乗用車、トラック、バス用の鍛造品およびプレス加工車体付属品、部分品の製造に従事するものは金属の種類によつて中分類33〔3351または3352〕に分類される。

○自動車車体製造業；ボデー製造業（自動車用）；トレーラー製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装をおこなうもの）

中分類36—輸送用機械器具製造業

×自動車車体打抜加工部分品、付属品製造業 [335]; 自動車用プレス加工金属製品製造業 [335]

3613 自動車部分品、付属品製造業

主として自動車部分品の製造に従事するが自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主な製品は自動車エンジンならびにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ車軸、ラジエーター、デフアレンシヤルギヤー、トランスミッショニ、車輪、窓ふき、オイルフィルター、オイルストレーナーのような他に分類されない付属品類である。

主として自動車完成品の製造や組立てに従事する事業所は細分類3611に、タイヤー、チューブは中分類28[2811]に、自動車用ガラスは中分類30[301]に、自動車用金物は中分類33[3329]に、自動車用スタンプ加工品は中分類33[335]に、ヘッドライトは中分類35[3515]に、点火装置は中分類35[3517]に、蓄電池は中分類35[3591]に分類される。

○自動車エンジンおよびエンジン部分品製造業；ブレーキおよびブレーキ部分品製造業(自動車用)；クラッチ製造業(自動車用)；車軸製造業(自動車用)；ラジエーター製造業(自動車用)；デフアレンシヤルギヤー製造業(自動車用)；トランスミッショニ製造業(自動車用)；車輪製造業(自動車用)；窓ふき製造業(自動車用)；オイルフィルター製造業(自動車用)；オイルストレーナー製造業(自動車用)；方向指示器製造業(自動車用)；三輪車および二輪自動車部分品製造業

×自動車製造組立業[3611]；タイヤ、チューブ製造業[2811]；自動車用ガラス製造業[301]；自動車用金物製造業[3329]；自動車用スタンプ加工品製造業[335]；ヘッドライト製造業[3515]；蓄電池製造業[3591]；自動車用代熱装置製造業[3479]

362 鉄道車両、同部分品製造業

3621 鉄道車両、同部分品製造業(客貨車を除く)

主として種々の型および種々の大きさの機関車(車体および部分品とも)の製造および改造に従事する事業所をいう。ただし鉄道車両の修理、再建造および改造をおこなう事業所であつて鉄道業の自家用のものは大分類J [60または61]に分類される。

○機関車製造業(鉄道用)；電気機関車製造業；内燃機関車製造業；機関車部分品製造業

×車両修理再建造および改造工場(鉄道業自家用のもの) [60または61]

中分類36—輸送用機械器具製造業

3622 客貨車、同部分品製造業

主として軌道上を走る貨物および旅客用の諸車両の製造および改造に従事する事業所をいう。

- 客車製造業；貨車製造業；電車製造業；客貨車部分品製造業

363 自転車、リヤカー、同部分品製造業

3631 自転車、リヤカー、同部分品製造業

主として自転車、リヤカーおよびその部分品の製造に従事する事業所をいう。

購入部品より自転車を組立てる事業所も本分類に含まれる。ただし、主としてボールベアリングを製造する事業所は中分類34[3494]に、また主として児童用乗物の製造に従事する事業所は中分類39[3933]に分類される。

- 自転車製造組立業；厚生車製造組立業；自転車部分品製造業（ボールベアリングを除く）；自転車フレーム製造業；空気入ポンプ製造業
- ✗児童乗物製造業[3933]；ボールベアリング製造業[3494]；自転車サドル革製造業[2921]

364 船舶製造、修理業

3641 鋼船製造、修理業

主として鋼船の製造および修理に従事する事業所をいう。

ただし、主として骨組または船体の部品のみを造る事業所、または下請けとして塗装、船台、建具、配線などに従事する事業所は本分類に含まれない。

- 鋼船製造修理業；造船業（鋼船の製造修理をするもの）
- ✗船体部分品製造業（部分品の種類によりそれぞれの個所に分類される）；塗装業（船体塗装下請のもの）[1681]；船内配線業[1712]

3642 木船製造、修理業

主として木船の製造設備または入り口（入渠）設備もしくは上架設備を有し、木船の製造および修理に従事する事業所をいう。

ただし、木製舟艇の製造または修理に従事する事業所は細分類3643に分類される。

- 木造船製造修理業；造船業（木船の製造修理をするもの）；漁船製造業（木製漁

中分類36—輸送用機械器具製造業

船の製造修理をするもの)

×木造船部分品製造業(部分品の種類によりそれぞれの個所に分類される); 船体塗装請負業[1681]; 船舶機関修理業(船舶製造、修理業を除く)[8511]; 木製舟艇製造業[3643]

3643 木製舟艇製造、修理業

主として舟艇の製造および修理に従事する事業所をいう。

○舟艇製造業; ボート製造修理業

365 航空機、同付属品製造業

3651 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船および気球のような航空機の製造、もしくは組立に従事する事業所をいう。また航空機部分品および補助装置をあわせて製造する事業所も含む。

主として原動機プロペラおよびその他の航空機部分品および補助装置の製造に従事するが、航空機の製造、もしくは組立てに従事しない事業所は細分類3652、3653または3659に分類される。なお、オーバーホールをおこなう事業所も本分類に含まれる。

○飛行機製造業; 滑空機製造業; 飛行船製造業; 気球製造業

×航空原動機およびその部分品製造業[3652]; 航空機プロペラ部分品製造業[3653]; 宣伝用気球(アドバルーン)製造業[3988]

3652 航空機用原動機製造業

主として航空原動機およびその部分品の製造に従事するが、しかし完成航空機の製造もしくは組立に従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は、ピストンエンジンおよびジェットエンジン空気取入口、ターボスーパーチャージャー、潤滑装置、冷却装置、排気装置、始動機(電気的でないもの)および航空原動機用ポンプである。なお、オーバーホールをおこなう事業所も本分類に含まれる。

○航空機ピストンエンジン製造業; 航空原動機用ポンプ製造業

×電気式始動機製造業[3517]

中分類36—輸送用機械器具製造業

3653 航空機用プロペラ製造業

主として航空機用プロペラおよびプロペラ部分品の製造に従事するが、しかし航空機の製造もしくは組立には従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は可変ピッチプロペラ、固定ピッチプロペラおよびアクチュエーター、プロペラ翼、フェザリングポンプ、ガバナーのようなプロペラ部分品である。なお、オーバーホールをおこなう事業所も本分類に含まれる。

○可変ピッチプロペラ製造業；固定ピッチプロペラ製造業

3659 他に分類されない航空機部分品、補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品および補助装置の製造に従事するが、完成航空機の組立に従事しない事業所をいう。この産業の主な製品は次のものである。胴体、主翼、フラップ、空気制動板、昇降だ(舵)、安定板、方向だ(舵)およびその他の尾部組立部品、着陸および揚陸用装置を含む降着装置、フロート、着陸用そり、補助装置としては防水装置、爆弾架、砲塔および砲塔駆動装置、パラシユート、標的、リンクトーナーおよび他に分類されない特に航空機のために用いられる補助装置。

主として航空機の製造、もしくは組立に従事する事業所は細分類3651に、航空原動機および部分品は細分類3652に、プロペラおよびプロペラ部分品は細分類3653に、航空計器は中分類37[3721]に、航空用電装品は中分類35[3517]に分類される。

○主翼製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業；落下傘製造業

×航空機用計器製造業[3721]；航空機用電装品製造業[3517]

369 その他の輸送用機械器具製造業

3691 産業用運搬車両製造業

主として構内を走行する運搬車両を製造する事業所をいう。

○蓄電池運搬車製造業；リフトラック製造業；手車製造業；炭車製造業；鉱車製造業

×荷車製造業[3699]；産業用機関車製造業[3621]

中分類36—輸送用機械器具製造業

3699 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、そり、小型そり）およびその部分品、手押し車、人力車のような他に分類されない輸送車両および部分品を製造する事業所をいう。

- 荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；そり製造業；手押し荷役車製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業
- ✗児童用乗物製造業〔3933〕